

児童・生徒の医療費助成制度

児童・生徒の医療費助成制度とは・・・

西栗倉村に住んでいる小学校1年生から中学校3年生までの医療費（保険診療での自己負担額）の一部を助成する制度です。

西栗倉村では、今まで1人につき月額5千円を超えた医療費の助成を行ってきましたが、**平成18年4月診療分から、月額3千円を超えた部分について助成しています。**

（例：1人につき1ヶ月間に一部負担金を7千円支払った場合・・・4千円を助成）

該当される方は、病院等で支払った領収書・印鑑・保険証等を持参の上、役場保健福祉課で医療費の償還手続きを行ってください。

児童・生徒医療費の助成は次の方法で行います。



児童・生徒医療費助成（小学校1年生から中学校3年生まで）

- ① 受診の際に保険証を提示して医療費の一部負担金を支払ってください。
（受給者証は交付しません）
- ② 役場保健福祉課に病院等に支払った領収書（診療月・支払月のわかるもの）・印鑑・保険証を持参し、償還払いの申請をしてください。（申請書は、保健福祉課に用意しています。）
社会保険・各共済組合等に参加されている方で附加給付のある方はその明細書を必ず持参ください。
- ③ 後日、貴指定の口座に医療費を振り込みます。
（振込手数料が必要な場合は差し引かせて頂きます。）

★（注）一部助成のため受給資格者証は交付しません。
対象となるのは、平成18年4月診療分からです。



詳しいお問い合わせは
いきいきふれあいセンター内
保健福祉課 児童・生徒医療費係
TEL 79-7100